

71 回国税徴収法 再現答案

問 1

1.原則的な場合

次のいずれかに該当するときは、差押を解除することができる。

- ① 差押に係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上り等の理由により、差押えた国税及びこれに先だつ他の国税、地方税その他の債権の総額が差押え財産の価額を（ここ多分間違ったと思います）著しく超過すると認められるに至ったとき
- ② 滞納者が他に適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押えたとき
- ③ 差押財産について、3回公売に付しても買受人がいなかった場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付ても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき

2.納税の猶予の場合

納税の猶予をした場合において、既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、納税者の申請に基づき、その差押を解除することができる。

3.換価の猶予の場合

換価の猶予をする場合において、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押は解除することができる。

4.保全差押・繰上保全差押えの場合

保全差押えを受けた者・繰上保全差押を受けたものは、その資力その他の事情の変化により、その差押えの必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押えを解除することができる。

5.不服申し立ての場合

再調査審理庁又は国税庁長官は、再調査の請求人等が、担保を提供して、差押を解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押を解除し、又はこれらを命ずることができる。

問2

(1)

イ

車は、公売期日等から起算して7日を経過した日において最高価申込者に対して売却決定を行う。これに対して、動産、有価証券又は電話加入権を換価に付すときは、公売期日等において最高価申込者に対して売却決定を行う。

この売却決定の日が、公売をする人異なる日とされている理由は、車の場合は登録ファイルの管理・車検証の管理・修繕が必要かのチェックを行うためである。

ロ

不動産は、公売期日等から起算して7日を経過した日において最高価申込者に対して売却決定を行う。これに対して、動産、有価証券又は電話加入権を換価に付すときは、公売期日等において最高価申込者に対して売却決定を行う。

この売却決定の日が、公売をする日と異なる日とされている理由は、不動産の場合は相対的に動産などよりも高価なため、売却決定までのプロセスに問題がないかどうかのチェックをする時間が必要であり、また買受人も最終的な意思決定を行う時間が必要であるからである。

(2)

1. 買受人が売却決定の日を買受代金を納付しなかったとき
2. 買受代金納付までに滞納者が国税を全額納付した時
3. 公売実施の適正化の措置により最高価申込者の取消があった時
4. 最高価申込者が暴力団員であることがわかったとき

第2問

問1

(1)

参加差押えをした税務署長には換価の催告権が認められているが、差押えをした行政機関が換価の催告をしてもなお換価に付さないケースが多数存在した。そこで参加差押えをした税務署長がその行政機関の同意を得て換価執行を決定するものとした。その理由は、換価がとどこおると、換価代金が滞納国税に充当されなくなり、それが延滞税の増加を招き、滞納者に不利益を与えることになり、ひいては税務行政の適正な運営に悪影響をもたらすと考えられてからである。

(2)

イ X税務署長

換価執行決定の効力を生じさせるための手続き→換価同意行政機関（D年金事務所）に告知をすることで効力が生じる

関係者への通知→滞納者甲と参加差押えをしたE市長

換価に必要な書類の引渡し→なし

ロ D年金事務所長

換価執行決定の効力を生じさせるための手続き→効力が生じる前提条件として、換価執行決定をした税務署長の同意の求めに、相当と認めるときは同意すること

関係者への通知→なし

換価に必要な書類の引渡し→E市長からの参加差押書をX税務署長に引き渡す

ハ E市長

換価執行決定の効力を生じさせるための手続き→なし

関係者への通知→なし

換価に必要な書類の引渡し→なし

問2

[概要]

本問の場合、抵当権Bと甲の消費税とE地方税においてぐるぐるまわりの状況にある。

[優先順位に確定している債権の先取り]

本問の場合、X税務署長の支払った鑑定料が直接の滞納処分費に該当し最優先で配当を受ける。残額、1,130万円に関しては以下のとおりとする

なお、D年金事務所が支払った鑑定料は換価に貢献していないので配当されない。

[租税公課グループと私債権グループに充てるべき金額の算定]

1. 平成30年9月30日	法定納期限等	E地方税	500万円
2. 平成30年10月31日	設定登記日	抵当権B	400万円
3. 平成31年3月20日	設定日	抵当権C（仮登記）	200万円
4. 令和元年5月31日	法定納期限等	D保険料	100万円
5. 令和2年2月29日	法定納期限等	甲の消費税	340万円

租税公課グループ

1. E地方税	500万円
4. D保険料	100万円
合計	530万円

私債権グループ

2. 抵当権B	400万円
3. 抵当権C	200万円
合計	600万円

[個々の租税公課の配当]

1. 甲の消費税 340万円
2. E地方税 190万円

※甲の地方税は担保を徴した国税で他の租税に優先する

※国税徴収法8条（国税優先の原則）よりD保険料（公課）はの国税に劣後する

[個々の私債権の配当]

1. 抵当権Bの被担保債権 400万円
2. 抵当権C（仮登記）の被担保債権 200万円

※抵当権は民法の規定により設定登記日の順に配当される

2. 抵当権Cは仮登記なので配当金を供託する